

平成 26 年 11 月 6 日
第 4 回審議会追加資料

粗大ごみ戸別収集事業の概要

湖北広域行政事務センター
業務課

はじめに

センターでは、平成2年4月から、粗大ごみ収集を年2回の集積所方式で開始したが、家電リサイクル法施行前の平成12年度の1,449トンピークに収集量は減少し、平成25年度では687トンとなっている。

一方、一般家庭から処理施設(クリーンプラント等)への粗大ごみ持込量は年々増加傾向にあり、平成19年度には粗大ごみ処理総量(約1,624トン)のうち、施設持込量(867トン)が集積場収集量(758トン)を上回った。平成21年度以降は月1回の施設休日開放日を設けたこともあり、この傾向は強まり、平成25年度では施設持込量の割合は全体処理量(2,122トン)の68%となっている。(参考1)

センターでは、市民が処理手数料(10kgあたり40円)を負担する施設持込量が、集積所での無料収集量(年間6個まで)を上回っている実態や、引っ越しや遺品整理などの一時的な大量ごみへの対応の必要性から、センター・プロジェクトチームにおいて、市民ニーズへの対応と循環型社会形成推進基本法(以下、「基本法」という。)に定める「適正かつ公平に負担」の視点から現行の収集方式の問題点の検証を行い、「粗大ごみ収集体制の見直し案」を作成した。見直し案については、センター廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮り、審議会からの指摘事項と当面する課題等について整理を行った。さらに、クリーンプラント等への持込者からの聞き取り調査による市民ニーズの把握と、現行の集積場収集体制の業務調整を図り、新たに戸別収集を追加する、粗大ごみ戸別収集事業の概要を作成した。

循環型社会形成推進基本法

(適切な役割分担等)

第4条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。

湖北広域行政事務センター一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

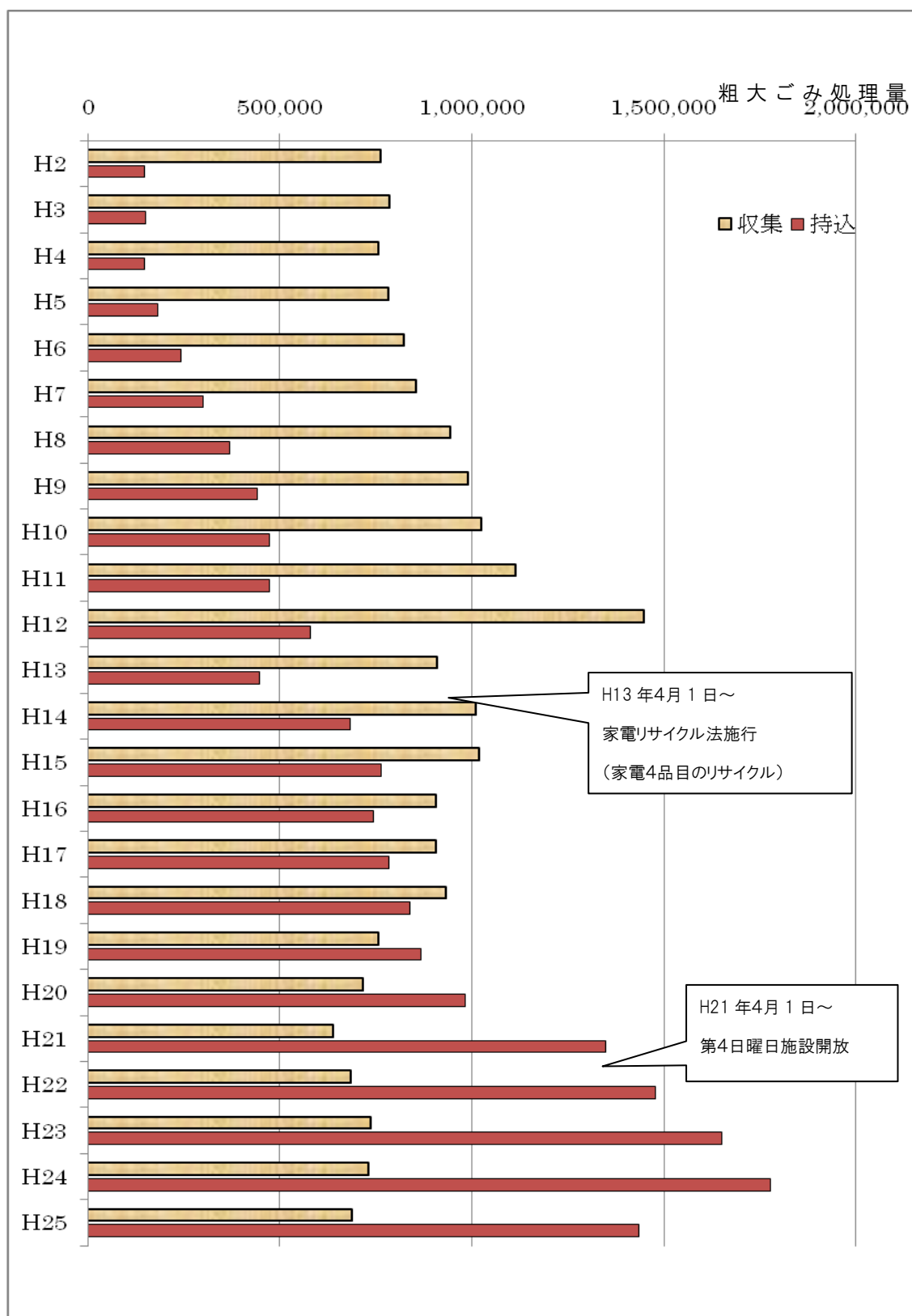
1 行政(センター)の役割

(1) 有料化の導入

- 平成25年度を目標に粗大ごみ収集の有料化を実施するために、構成市町と協働で検討を進める。

— 第5章 排出抑制・再資源化計画 第1節 排出抑制のための方策 —

表1. 各年度における粗大ごみ処理量の推移(平成2年度～平成 25 年度)



※平成 22 年 1 月 1 日から伊香クリーンプラザ (旧木之本町・旧余呉町・旧西浅井町) 分を含む

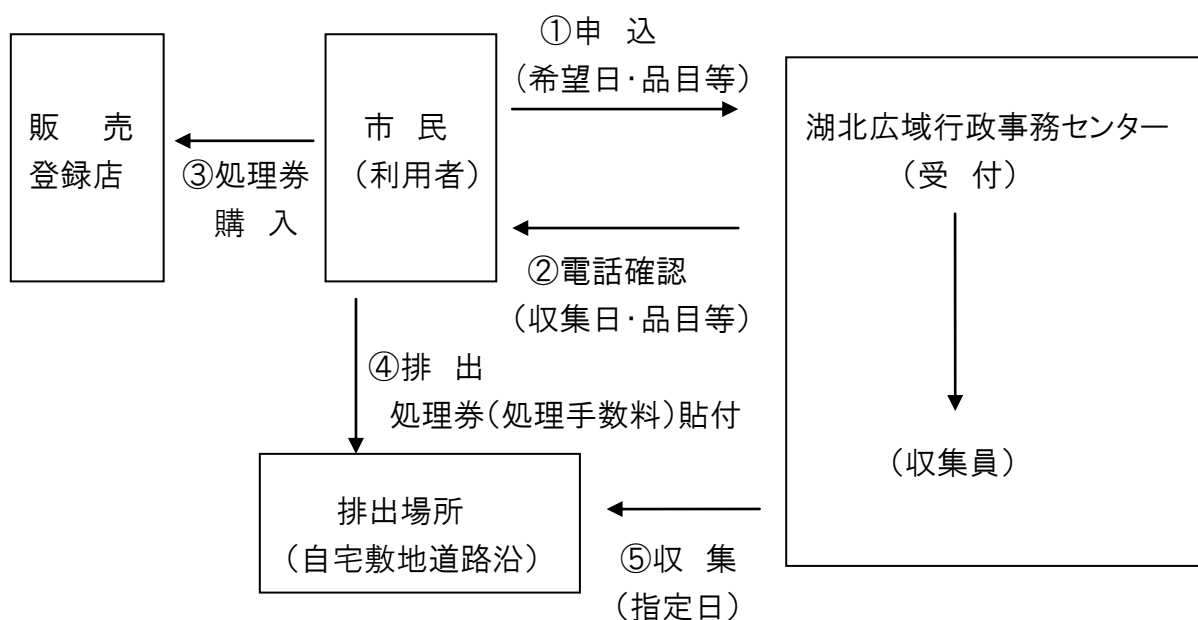
第1章 基本的事項

1. 粗大ごみ戸別収集の定義

センターが実施する戸別収集とは、市民からの申込により指定日に家庭(自宅敷地道路沿等)まで出向き、粗大ごみ等の収集運搬とセンター処理施設での処分又はリサイクルを行い、市民は収集運搬及び処分に関する経費の一部を手数料として負担する。

手数料は、事前に市民が粗大ごみ戸別収集手数料納付券を購入することで徴収する。

【戸別収集の流れ】



2. 現行制度(集積所収集)への追加

粗大ごみ戸別収集は市民ニーズに対応し実施するもので、利用者は基本法の趣旨に基づき処理費用の一部を負担する。

第2章 粗大ごみ戸別収集の目的

1. 市民の利便性の向上

(1) 住民ニーズに対応したサービスの提供

- ・収集回数が増えることで利用者の利便性が高まる。
- ・排出困難者(高齢者など)へ個別サービスが提供できる。
- ・施設持込の搬入時間や車両手配等の負担が軽減できる。

(2) 大量ごみへのサービスの提供

- ・事前予約による随時回収のため、利用者が希望日を指定しやすい。
- ・パッカー車(2t)による収集のため、引越等に伴う粗大ごみに対応できる。

2. 市民の利便性の向上

(1) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

- ・ごみ処理費用を明確にすることで、購入時の発生抑制やリサイクルショップや不用品交換等の利用促進が図れる。

(2) リサイクル(再生利用)の推進

- ・小型家電回収によりレアメタル等の再資源化が促進できる。

3. 施設周辺環境等への配慮

- ・一般車両の処理施設への持込み台数の減少が期待できる。
- ・ごみ排出量の抑制による施設周辺の環境保全が図られる。

4. 公平な負担

- ・収集距離(時間)に関わらず均一料金でのサービスが提供できる。
- ・ごみ処理にかかる負担の公平化が図られる。

第3章 収集体制

1. 車両配備

2tパッカー車・軽トラック

2. 人員配置

3名

3. 収集区域等

2市区域の旧市郡を基本に7区域に分け、月ごとに予備日を設け、各区域で月に2～3回収集する。

①旧長浜市 ② 旧長浜市 ③ 旧長浜市 ④ 旧長浜市 ⑤ 米原市

⑥ 旧東浅井郡(旧浅井町・旧びわ町含む) ⑦ 旧伊香郡

・収集時間は午後1時～4時（午前は、現行の集積所収集）

カレンダーの例)

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|----|----|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑥ | ⑦ | 予備 | ① | ② |
| ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| 祝日 | 予備 | ① | ② | ③ |

4. 特別ごみ収集

・収集員が事前確認を行い、利用者の当日立会を必要とする。

・収集区域を定めない随時回収とする。

5. 受付

・電話による事前申し込み受付。収集日前に電話による確認を行う。

・日本語が不自由な外国人等対応については、2市関係課との連携を図る。

・受付時の対応を統一するため受付マニュアルを整備する。

第4章 処理手数料

1. 処理料金

(1) 戸別収集に係る料金

長さによる2段階料金

長さ：最大の辺又は径が140cm以下のもの

最大の辺又は径が140cmを超えるもの

品目：品目等毎の料金を例示する。

(品目例示がないものは、申込の際確認する)

(2) 特別ごみ(車両)の料金

不燃ごみ・粗大ごみの破碎ごみのみ収集

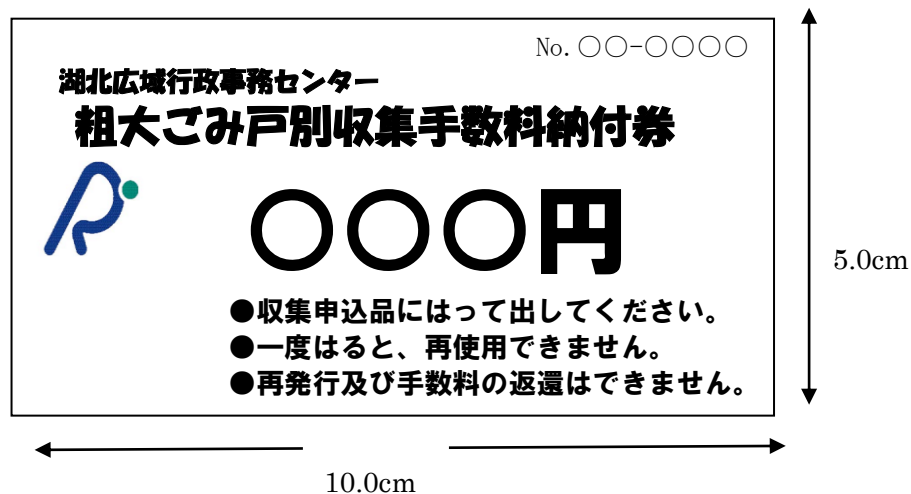
パッカー車(2t)1台1往復

2. 徴収方法

粗大ごみ戸別収集に必要な手数料は、処理手数料納付券により納める。

特別ごみの料金は、事前に現金で納入する。

粗大ごみ戸別収集手数料納付券 (イメージ)



3. 粗大ごみ戸別収集手数料納付券の取扱

ごみ指定袋等販売登録店及び市各庁舎・支所で取扱う。

(品目の例) ★印は 140cm 以下、140cm 超で手数料を区分したもの

いす

カーペット

カラーボックス (2 個まで毎)

鏡台

ござ (2 枚まで毎)

★サイドボード

★座卓

収納ケース

★収納棚

じゅうたん

★食器棚

★ソファー

★タンス

★机

布団 (2 枚まで毎)

ベット (マットレスを除く)

マットレス (スプリングあり、スプリングなし)

★こたつ

スキー板

滑り台 (玩具)

トランク

畳

障子 (2 枚まで毎) 等